

公印省略

8 介 第 8 0 3 号
令和8年6月25日

各介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

高齢者福祉施設等における風水害対策の強化について

出水期に入り、集中豪雨や台風による災害の発生が想定される時期となりました。近年、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年度も全国各地で土砂災害や浸水被害が発生しております。

各介護サービス事業所の皆様におかれましては、万が一災害が発生した場合には、入所者等の安全確保を第一として迅速に対応するとともに、発災後に業務継続計画に基づいた介護サービスの提供を行うことができるよう、今一度各施設で作成されている非常災害対策計画や業務継続計画等を御確認いただき、風水害対策に万全を期して頂きますようお願いいたします。

また、災害発生時は、「災害時情報共有システム」による被災状況報告を行っていただくこととされておりますので、システムの利用方法等を御確認くださいようお願いいたします。

※国からの指示がない場合やシステムの利用ができない場合は、被災状況報告書(様式2)により、貴事業所所在地の市町村へ報告されるようお願いいたします。

なお、本年度から当該システムに備蓄状況等の報告機能が追加されました。未報告の事業所におかれましては、報告いただきますようお願いいたします。

記

1 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システムとは、介護サービス情報公表システム内にある災害時情報共有機能のことです。

※情報公表対象外の事業所は、事前登録作業が必要となる場合がありますので、下記のページをご確認ください。

(1) 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-saigaisystem.html>

(2) 介護サービス情報報告システムログイン先

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/40/>

2 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加について(令和8年4月13日付老高初0413第1号)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/285142.pdf>

当該機能は、令和8年度から運用が開始され、備蓄状況等について報告いただいたところです。報告対象の施設、事業所は下記のとおりです。

○ 備蓄状況等報告対象施設、事業所

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

3 高齢者福祉施設等における風水害対策の強化について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fuusuigaitaisaku.html>

本通知により送付した被災状況報告書の様式等を掲載しております。

お問い合わせ先

(介護医療院)

福岡県介護保険課監査指導第一係

TEL : 092-643-3251

(上記以外の介護サービス事業所)

福岡県介護保険課監査指導第二係

TEL : 092-643-3319